

茨城県食の安全・安心推進条例

【説明資料】

食品等の自主回収の報告制度について

< 目 次 >

- 1 食品等の自主回収の報告制度の趣旨
 - 2 食品等の自主回収の報告制度の概要
 - 3 報告者及び報告先
 - 4 自主回収着手報告
 - 5 自主回収終了報告
 - 6 公表
 - 7 自主回収着手報告の取下げ等
- (参考) 記載例

1 食品等の自主回収の報告制度の趣旨

「食品等の自主回収の報告」制度は、茨城県食の安全・安心推進条例（平成21年茨城県条例第32号。以下「条例」という。）に基づく制度です。食品等の自主回収の報告は、現在も「茨城県食品自主回収等報告実施要項」に基づき実施しておりますが、平成22年4月1日から、条例に基づき実施することとなります。

事業者が食品等の自主回収に着手した場合に知事への報告を求め、報告された情報を報道機関への資料提供や県のホームページへの掲載により公表することで、回収を促進し、回収品を県民が知らずに飲食することを防ぐことにつなげます。

「茨城県食の安全・安心推進条例」（平成21年6月25日公布）

食生活を取り巻く環境の変化や食に関するさまざまな問題の発生により、食の安全・安心確保に対する要請が強まっていることを受け、県民の生命及び健康の保護、安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与することを目的として、平成21年6月25日に条例が制定されました。

食の安全・安心確保に関する基本理念を定め、県の責務、食品関連事業者の責務、県民の役割を明らかにし、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための規定を定めています。

2 食品等の自主回収の報告制度の概要

(1) 制度の概要

本制度では、食品関連事業者が食品等の自主的な回収に着手した場合であって、その食品等が食品衛生法違反の場合又は人の健康への悪影響が懸念されるときは、知事に報告する旨を規定しています。

報告された自主回収の情報は、県民に迅速に情報提供するため、報道機関への資料提供や茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室のホームページ「いばらき食の安全情報Web Site」への掲載により公表します。

「いばらき食の安全情報Web Site」<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

さらに、回収の終了時にも報告をいただくことにより、事業者に確実な回収を促すとともに、県民に最新の自主回収情報を提供します。

(2) 「自主回収」とは（条例第19条）

本制度に基づき報告が必要な「自主回収」とは、食品関連事業者が生産、製造、輸入、加工または販売した食品等について、いずれかの行程において食品衛生法の規定に違反する事実がある場合、又は健康への悪影響を未然に防止する観点から、自らの判断で回収を決定し、実施することを指します。

このため、法令に基づく回収命令等を受けての回収は、本制度には含まれません。

なお、本制度は自主回収の報告を義務づけるもので、自主回収自体を義務づけるものではありません。

また、本制度による報告の対象とはならない自主回収を行う場合であっても、まずは最寄りの保健所に必ずご連絡くださるようお願いいたします。

(3) 報告対象となる食品等の範囲（条例第2条第2号及び第3号）

本制度で報告を求める自主回収の対象となる「食品等」とは、次のとおりです。

なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」に含まれません。

「食品等」の範囲（法＝食品衛生法）

「食品等」に含まれるもの	説明	例
食品	すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く）	農産物，畜産物，水産物，加工食品，調理食品等
添加物 (法第4条第2項規定)	食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で，食品に添加，混和，浸潤その他の方法によって使用する物	保存料，発色剤，甘味料等
器具 (法第4条第4項規定)	飲食器，割ぼう具その他食品又は添加物の採取，製造，加工，調理，貯蔵，運搬，陳列，授受又は摂取の用に供され，かつ，食品又は添加物に直接接触する機械，器具，その他の物	食器，箸，スプーン，食品製造に使用する機械等
容器包装 (法第4条第5項規定)	食品又は添加物を入れ，又は包んでいる物で，食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの	びん，缶，樹脂パック，袋等

(4) 「食品関連事業者」とは（条例第2条第4号）

食品安全基本法第8条第1項では、「農林漁業の生産資材，食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産，輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者」を「食品関連事業者」としています。

本条例の「食品関連事業者」は，食品安全基本法に定義する者であり，かつ，県内に事務所その他の施設又は場所を有するものをいいます。

「食品関連事業者」には，農林水産物の生産者及びその団体を含みます。また「場所」とは，農林漁業の事業活動を行う田畑や，漁場等を含みます。

(5) 報告が必要な回収事由（条例第19条第1項及び第2項）

次のような理由で食品等の自主回収を行う場合は，県への報告が必要です。

食品衛生法に違反した場合（原則，表示違反は除く。ただし下記 から までは報告が必要）

消費期限または賞味期限を本来の設定より長く表示した場合

原材料表示からアレルギー原因物質（特定原材料に限る。）の表示が欠落した場合

保存方法の表示基準に違反した場合

適切な衛生管理が行われていないことにより，意図しない微生物，化学物質又は異物が

含まれ、もしくは付着した場合又はその疑いがある場合

食品等によるものと疑われる健康被害が現に生じている場合において、同様の被害の原因となるおそれがある場合

行政処分の対象となった食品等と同種又は類似の食品であって、同様の違反のおそれがある場合

特定原材料：食品衛生法施行規則別表第6に掲げる食品（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）。

同規則第21条で表示を義務づけている。

【報告が必要な回収事由の例】

ア 法令の定める規格基準に違反した可能性がある

- ・ 製造した牛乳の自主検査において、大腸菌群が陽性になった 等

イ 食品添加物の使用基準に違反した可能性がある

- ・ 自主検査の結果、ソルビン酸の過量使用が判明した 等

ウ 賞味期限または消費期限を本来の設定よりも長く表示してしまった

- ・ 「賞味期限：22.5.31」と表示すべきところを「賞味期限：23.5.31」と表示した 等

エ 表示からアレルギー原因物質表示が欠落した

- ・ 原材料に小麦が含まれているが、その旨の表示がない 等

オ 保存基準の定められている食品の保存方法の表示を誤って表示した

- ・ 牛乳に「10 以下で保存」と表示すべきところを「常温で保存」と表示した 等

カ 人の健康に被害が発生するおそれのある異物が混入した可能性がある

- ・ 製造ラインの部品が破損して製品に混入した
- ・ 包装の密閉不良のため一部の製品にカビが発生した 等

キ 人の健康に被害が生じている場合であって、同様の被害の原因となる恐れがある

- ・ 原因を特定されていないが、同様の苦情が寄せられるなど、被害の拡大の原因となる恐れがある 等

ク 行政命令の対象となった食品と同種または類似のものであって、当該命令の対象とはなっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の可能性がある

- ・ 回収命令を受けた製品の別ロット品、または回収命令を受ける原因となった原材料を使用した製品がある 等

【例外】食品衛生法の規定に違反しているが、消費期限または賞味期限に係る表示、特定原材料に係る表示、保存方法に係る表示以外の表示の基準のみに違反する場合は、報告の必要はありません。

例：製造所の所在地を誤って表示した場合

3 報告者及び報告先

(1) 県内に複数の事務所・事業所がある場合

県内に複数の事務所・事業者がある場合は，その事業者の中で自主回収を主体的に行う事務所・事業所が報告を行います。

- ・ 本社及び製造所が県内にある場合で，自主回収を主体的に実施するのが本社である場合はその本社，自主回収の実施主体が製造所である場合はその製造所となります。
- ・ 県内に本社がなく，営業所だけが複数ある場合は，社内で報告担当営業所を決めて，その営業所から報告してください。

(2) 当該自主回収に係る食品関連事業者が複数ある場合

「製造者」と「食品関連事業者に該当する販売者」や「生産者」と「生産者団体」が，両者共に県内に事務所・事業所を有する場合など当該自主回収に係る食品関連事業者が複数ある場合は，事業者間で相談の上，当該自主回収を主体となって行う事業者に対応を一元化し，報告してください。

なお，報告にあたり不明な点等がありましたら，最寄りの保健所にご相談ください。

(3) 報告先

報告先は，報告を行う事務所・事業所の所在地を管轄する保健所となります。

4 自主回収着手報告

(1) 報告書の提出時期（条例第19条第1項）

自主回収に着手したら，速やかに報告してください。

なお，「着手」とは，食品関連事業者が社内で自主回収することを決定し，回収に関する情報提供を食品等の納入先等に行った時点を行います。

また，回収の着手の判断をする前であっても，社内で商品の異常を察知した場合には，できるだけ早めに保健所にご連絡いただくようお願いします。

(2) 自主回収着手報告書の作成（条例第19条第1項，施行規則第2条第1項）

自主回収着手報告書（施行規則様式第1号）に従って記入してください（記載例参照）。自主回収の着手時点では記入できない点があるかもしれませんが，提出時に判明している情報は必ず記入してください。

【提出時に必要な情報】

回収する食品等の名称及び商品名

回収する食品等を特定するための情報

（形態，容量，消費期限，賞味期限，製造番号等）

食品等の出荷（販売）年月日，出荷先（販売店）及びその数量

回収に着手した年月日

回収の理由

回収に至った原因

回収の方法

摂取し，又は使用することにより想定される健康への影響

食品の生産地又は食品等の製造等が行われた事業所の名称及び所在地

担当者所属部署及び担当者氏名

その他，記入方法についての不明な点がありましたら，報告書の提出先にご確認ください。

(3) 報告用紙の入手

保健所で入手できます。

また，茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室のホームページ「いばらき食の安全情報Web Site」からダウンロードできます。

「いばらき食の安全情報Web Site」<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

(4) 着手報告に必要な添付書類（施行規則第2条第1項）

報告の際には，所定の報告様式のほか，回収の対象となる食品等の写真その他当該食品を特定するための資料を，下記の表を参考にして添付してください。

食品を特定するための資料	必要な理由等
製品またはその包装（写真または現物） ・ 製品表示部分のコピー ・ 荷姿写真等	回収対象の食品等の特定に役立ちます。

また，下記の資料がありましたら，併せて提出いただくようお願いします。

添付資料	必要な理由等
・ 出荷先（販売先）リスト ・ 出荷（販売）数量リスト	出荷先（販売先）や出荷量（販売量）の把握に必要です。 * 自主回収着手報告書に書ききれない場合は必ず提出してください
・ 自主検査の結果 （自主検査を行った場合） ・ 異物の写真 ・ 社内の苦情処理記録等	回収の理由を確認するために必要です。
・ 社告，ホームページ，店頭告知等の内容	県民からの問い合わせの際の参考にします。

なお，提出いただく写真やリスト類については，できるだけ電子データでのご提出をお願いします。

5 自主回収終了報告

(1) 報告書の提出時期と報告先（条例第20条第4項）

自主回収が終了したら，速やかに報告してください。終了報告の報告先は，着手報告を提出した保健所になります。

なお，「終了」とは，食品関連事業者が把握している出荷先から回収し，所定の場所への保管を確認した時点をいいます。

(2) 自主回収終了報告書の作成（条例第20条第4項，施行規則第3条）

自主回収終了報告書（施行規則第2号様式）に従って記入してください（記載例参照）。

なお，報告時には，次の情報を記入してください。

【提出時に必要な情報】

回収を終了した食品等の名称及び商品名
回収終了年月日
回収した食品等の数量
回収に至った原因
再発防止のために講じた措置
回収した食品等の保管場所及び処分等の方法
処分等を行う予定時期
担当部署及び担当者氏名

その他，記入方法についての不明な点がありましたら，報告書の提出先にご確認ください。

(3) 報告用紙の入手

保健所で入手できます。

また，茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室のホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」からダウンロードできます。

「いばらき食の安全情報 Web Site」<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

(4) 回収終了後の措置

食品関連事業者が回収した食品の処分を行う場合には，保健所が必要に応じて廃棄に立ち会う等，処分の確認を行いますので，事前にご連絡ください。

6 公表

(1) 公表の目的（条例第20条第3項）

食品等の自主回収の報告制度の目的は、食品関連事業者の食品等の自主回収情報を公表することで、回収品を県民が知らずに飲食することを防ぐことにつながるとともに、速やかな回収を促進することです。

そこで、県では、報道機関への資料提供やホームページへの掲載等により、自主回収情報を広く県民の皆さんに迅速に提供します。

(2) 公表内容

ア 着手報告時の公表内容（条例第19条第1項及び第5項、施行規則第2条）

県では原則として「食品等自主回収着手報告書」（施行規則第1号様式）に記載された次の事項を公表します。

回収する食品等の名称及び商品名
回収する食品等を特定するための情報 （形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等）
食品等の出荷（販売）年月日、出荷先（販売店）及びその数量
回収に着手した年月日
回収の理由
回収に至った原因
回収の方法等
摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響
食品の生産地又は食品等の製造等が行われた事業所の名称及び所在地
担当者所属部署及び担当者氏名

イ 終了報告時の公表内容

上記着手時の公表内容に加えて、次の事項をホームページに掲載します。

自主回収終了報告が提出された旨
終了報告の受理年月日

(3) ホームページへの掲載

ア 自主回収着手時

「自主回収着手報告書」を保健所が受理した後、速やかに掲載します。

イ 自主回収終了報告時

「自主回収終了報告書」を保健所が受理した日から14日間掲載します。「自主回収終了報告書」の掲載終了時に「自主回収着手報告書」の掲載も終了します。

7 自主回収着手報告の取下げ等

(1) 自主回収着手報告の取下げ

自主回収着手報告を行った後に、本制度による報告対象に当てはまらなくなった場合は、取下げ手続を行うことになります。

ア 取下げに該当する場合

次に掲げる例のように、本制度の対象外であることが明らかになった場合が取下げ対象になります。

食品衛生法の規定に違反する事実があるとの判断に誤りがあり、その事実が否定された場合

・ 自主検査の結果が誤っていた 等

調査の結果、いずれの納品先においても店頭で陳列される前で、消費者に販売されていないことが確認できた場合

イ 取下げ手続と公表

(ア) 取下げの手続

取下げの要件に該当する場合は、まずは、自主回収着手報告書を提出した者が、当該報告書を提出した保健所に相談してください。相談の際には、報告を取下げることとした理由が明らかとなる資料（自主検査結果、製品の流通先一覧等）を持参してください。

保健所で状況をお伺いし、取下げ理由が合理的であり、取下げを行うことが適当であると判断した場合に、取下げ届を提出していただきます。

なお、取下げ届の様式は定められていませんが、回収の対象としていた食品等の名称及び商品名、取下げの理由、担当者の連絡先を必ず記載してください（12ページの例を参考に作成してください）。

(イ) 公表

保健所で取下げ届を受理した後、速やかに、次の事項を必要に応じて報道機関に資料提供するほか、県のホームページに掲載します。

食品関連事業者の住所、氏名
自主回収着手報告が取下げられた旨
取下げ届の受理年月日及び着手報告の受理年月日
回収する食品等の名称及び商品名
回収する食品等を特定するための情報
（形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等）
自主回収着手報告の取下げ理由
備考（取下げ情報の公表期間等）

なお、ホームページには、取下げ届を受理した日から14日間掲載します。

(2) 行政命令等の対象となった場合

自主回収着手報告後に食品衛生法に基づく行政命令等が出され、命令等による回収が行われることになった場合は、本制度の報告対象から除外されます。

着手報告を受理した保健所が、他都道府県市や県内の保健所等において行政命令等が出された旨を確認した時点で、本制度の報告対象から除外し、ホームページに次の事項を速やかに掲載します。

食品関連事業者の住所、氏名 当該自主回収事案について、食品衛生法に基づく行政命令等があった旨 行政命令等について保健所が確認した年月日 回収する食品等の名称及び商品名 回収する食品等を特定するための情報 (形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等) 食品衛生法に基づく行政命令等があった理由 備考(公表期間等)

なお、ホームページには、行政命令等について保健所が確認した日から14日間掲載します。

【自主回収着手報告の取下げ届の例】

年 月 日

保健所長 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

食品等自主回収着手報告書の取下げ届

年 月 日に提出した自主回収着手報告書について、報告すべき事由に該当しなくなりましたので、次のとおり取下げます。

- 1 回収の対象としていた食品等
- 2 取下げることとした理由
- 3 担当者または問い合わせ先

様式第1号(第2条関係)

(表)

平成22年 4月 1日

茨城県 保健所長 殿

住所 茨城県 市 町1-2
 氏名 株式会社 製菓食品
 代表取締役 茨城 太郎

印は不要です

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

自主回収着手報告書

(生産・製造・輸入・加工・販売)した食品等について、下記のとおり自主的な回収に着手したので、茨城県食の安全・安心推進条例第19条の規定により報告します。

記

回収する食品等の名称及び商品名	チョコレート
回収する食品等を特定するための情報 (形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記入してください。)	形態 : 袋 内容量 : 100g 賞味期限 : 10.11.1 製造番号 : A12B3456 商品の袋デザインの写真を添付
食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量	出荷年月日 : 平成22年3月25日 出荷先 : スーパー等、計20店舗に出荷 (別添販売先リスト参照) 出荷数量 : 1,250袋
回収に着手した年月日	平成22年 4月 1日

書ききれない場合はリストを提出してください

(裏)

回収の理由	① 食品衛生法の規定に違反することから回収 具体的な内容： アレルギー物質（乳・落花生）表示の欠落 2 その他健康への悪影響を未然に防止する観点から回収 具体的な内容：
回収に至った原因	納品先からのクレームにより発覚
回収の方法等 回収方法，回収を行う旨を周知する方法，問合せ先，回収した食品等の保管場所，回収終了予定年月日等を記入してください。	回収方法：販売店における返金 周知方法：納品先での店頭告知により消費者へ周知 問い合わせ先：下記の「担当者所属部署」に同じ 回収品の保管場所：当社 工場倉庫 回収終了予定年月日：平成22年5月1日
摂取し，又は使用することにより想定される健康への影響	乳・落花生アレルギーの方にアレルギー症状発症の恐れがある。
食品の生産地又は食品等の製造等が行われた事業所の名称及び所在地	株式会社 製菓食品 工場 茨城県 市 町1-2-3
担当者所属部署及び担当者氏名	株式会社 製菓食品 事業所 営業第2課 茨城県 市 町4-5 電子メールアドレス・FAX番号 電話番号() -
備考	

注1 回収の対象となる食品等の写真その他当該食品を特定するための資料があれば添付してください。

2 「食品等の出荷（販売）年月日，出荷先（販売店）及びその数量」の欄にすべてを記載することができないときは，同欄に「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付してください。なお，複数のロットがある場合には，ロットごとの数量を記載してください。

3 「回収に至った原因」の欄については，その原因が不明の場合には，その旨を記載してください。

4 食品等について，自主的に回収を行う旨を新聞等に掲載する場合には，その内容を記載した書類を添付してください。

様式第2号(第3条関係)

(表)

平成22年 5月 1日

茨城県 保健所長 殿

着手報告書と同じ提出先となります

住所 茨城県 市 町1-2
 氏名 株式会社 製菓食品
 代表取締役 茨城 太郎

印は不要です

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

自主回収終了報告書

平成22年 4月 1日付けで報告した食品等の自主的な回収について、下記のとおり終了したので、茨城県食の安全・安心推進条例第20条第4項の規定により報告します。

記

回収を終了した食品等の名称及び商品名	チョコレート
回収終了年月日	平成22年 4月 30日
回収した食品等の数量	<p>3月24日製造「チョコレート」 全出荷数 1,250袋</p> <p>在庫品回収及び店頭から撤去・回収した数量 回収数量 780袋</p> <p>消費者からの返品 回収数量 120袋</p> <p>回収数量計 900袋</p>

(裏)

回収に至った原因	平成22年3月27日に商品購入者から、「表示されていないアレルギー物質が入っている」とのクレームがあった旨、スーパーから連絡があり、調査したところ、「乳」及び「落花生」の表示記載の欠落が確認されたため、自主回収を行った。
再発防止のために講じた措置	表示ラベルの印刷時に記載内容をしっかり確認するよう、従業員に周知徹底した。
回収した食品等の保管場所及び処分等の方法	保管場所：株式会社 製菓食品 工場倉庫（茨城県 市 町1-2-3）に全量保管 処分方法：全量産業廃棄物として廃棄処分
処分等を行う予定時期	平成22年5月20日頃
担当者所属部署及び担当者氏名	株式会社 製菓食品 事業所 営業第2課 茨城県 市 町4-5 電子メールアドレス・FAX番号 電話番号（ ） -

注1 「回収した食品等の数量」の欄について、複数のロットがある場合には、ロットごとの数量を記載してください。

2 「回収に至った原因」の欄については、自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものを記載してください。